

生徒心得

愛知県立城北つばさ高等学校夜間部の生徒として団体生活を行っている以上、学校の秩序を保持し、生徒としてふさわしい行動をする。

以下に記した心得は、このような目的のもとに、生徒のとるべき態度についての規準を示したものであり、実践することによってその成果が得られるものである。

1. 課 業

- (1) 授業は17：20に始まり、20：55に終わる。
- (2) 授業は欠席、遅刻、早退、中抜けのないようにし、やむを得ない場合は担任に届け出る。
- (3) 授業中は静粛にし、私語または勝手に席を立ったりしない。
- (4) 授業中は校外に出ない。やむを得ず出る場合は担任または生徒指導部の許可を得る。
- (5) 休日に登校する場合は、事前に届け出て許可を得る。
- (6) 授業中の携帯電話等の使用は原則しない。

2. 礼 法

- (1) 教室では静粛を旨として、不謹慎な行為がないようにする。
- (2) 校内では先生、生徒どうし、来校者に対し元気よく挨拶をする。校外でも同じように挨拶をする。
- (3) 日常の言語、行動は思いやりの心を常に持ち、他の人に不快な気持ちを与えないようにする。

3. 服装、頭髪及び所持品

- (1) 日常における服装及び頭髪については、清潔・質素であること。
- (2) 卒業式その他特別な場合の服装については別に定める。
- (3) 冬の防寒具は高校生として良心的なものを着用する。授業中の原則着帽はしない。
- (4) 校内では規定のスリッパを着用し、土足のまま校舎内に入らない。

- (5) 校外及びグラウンドへスリッパのまま出ない。体育館では、体育館シューズを着用する。
- (6) 必要以上の金銭や高校生にふさわしくない物品は所持しない。
- (7) 所持品には名前をつけるようにし、金銭その他貴重品の保管には特に注意すること。特に金銭については身体から離さない。
- (8) ロッカー、下足箱には施錠をし、盗難防止に努める。
- (9) 遺失、紛失、盗難あるいは拾得の場合は直ちにクラス担任、または生徒指導部に届ける。
- (10) 生徒証は常に携帯し、紛失した場合は、クラス担任又は生徒指導部へ届け出て再発行（年1回）を受ける。

4. 風 紀

- (1) お互いに尊敬、協力、思いやりの気持ちを持って学校生活を営む。
- (2) 校則を遵守し、より良い学校生活を行うよう努める。
- (3) 校内、及び学校近辺で喫煙しない。成人者も同じとする。
- (4) 校内では、疾走、放歌その他、他人に迷惑となるような言動は慎む。
- (5) 授業中は授業の妨げになる行為はしない。
- (6) 校具施設は大切に取扱い、もし破損した場合はすみやかにクラス担任に届け出る。
- (7) 校内における掲示、放送等については生徒指導部の許可を受ける。
- (8) 校内における集会や施設使用については生徒指導部の許可を受ける。
- (9) 授業中校内で自動車、原動機付自転車のエンジン音で授業の妨害をしてはならない。

5. 清潔、整頓

- (1) 常に清潔につとめ、紙片等の散乱をなくする。
- (2) 履物は下足箱に入れ、教室には持ち込まない。
- (3) ごみは分別して指定されたごみ箱に捨てる。
- (4) 飲食物等の空き容器のポイ捨てはしない。
- (5) 日直当番は黒板の消去等教室の美化に努める。
- (6) 備品、校具は常に整頓し、みだりに所定の位置から移動させない。

6. 交通安全

- (1) 交通ルール、交通道德を理解して遵守し、積極的に事故防止に努める。
- (2) 自転車利用者は、学校にて事前に点検を受ける。ヘルメットの着用に努めること。
- (3) 安全のため必ずライトを装備し、夜間時は必ず点灯する。
- (4) 自転車の二人乗り、傘さし運転、並走等の違反行為をしない。特に交差点での出会い頭の事故に注意する。
- (5) 原動機付自転車及び自動車により通学を希望する場合は必ず許可を受ける。無許可での登校は禁止する。許可の基準は別に定める
- (6) 原動機付自転車、自動車等の運転の際は、安全運転に心掛ける。
- (7) 交通事故の要因となりやすい無免許運転、速度違反、わき見運転、飲酒運転等は絶対にしない。
- (8) 校内においては徐行し、他の生徒との接触事故のないようにする。(原動機付自転車は、降りて引いてくること)
- (9) 万一事故が発生した場合は、直ちにホームルーム担任、又は生徒指導部に届け出る。
- (10) 自動二輪車での通学はしないこと。

(11)以下の場合は許可を取り消す。

- ア 交通違反を重ねた場合。
- イ 重大な交通事故を起こした場合。
- ウ 学校の指導に従わなかった場合。
- エ 車両の不正改造や整備に不良があった場合。
- オ その他遵守事項を守らなかった場合。

(12) その他

許可申請事項に変更が合った場合は届け出ること。